

産地活性化総合対策事業推進費補助金等 交付要綱の制定について

〔 2 1 生 産 第 9 8 1 4 号
平 成 2 2 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成23年4月1日 22生産第10889号

改正 平成23年10月27日 23生産第4881号

改正 平成24年4月6日 23生産第6154号

この度、産地収益力向上支援事業、農畜産業機械等リース支援事業及び強い農業づくり交付金（市町村型）の実施に係る産地収益力向上支援事業推進費補助金等交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、このことに併せ、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱（平成20年4月1日付け19生産第10005号農林水産事務次官通知）は廃止することとされたので御了知願いたい。

以上、命により通知する。

(別 紙)

産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱

第1 農林水産大臣は、産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「産地活性化実施要綱」という。）、農畜産業機械等リース支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2448号農林水産事務次官依命通知）、産地活性化総合対策事業（農作業安全緊急推進事業）実施要綱（平成24年4月6日付け23生産第5992号農林水産事務次官依命通知。）、産地再生関連施設緊急整備事業実施要綱（平成24年4月6日付け23生産第6158号農林水産事務次官依命通知。以下「産地再生実施要綱」という。）、さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18生産第9639号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

第3 次の（1）から（3）までに掲げる流用をしてはならない。

（1）別表1の区分の欄に掲げるⅠからⅢまでの事業の相互間における流用

（2）別表1の区分の欄のⅠの経費の欄に掲げるⅠからⅦまでの事業の相互間における流用

（3）別表1の区分の欄のⅡの経費の欄に掲げるⅠからⅣまでの事業の相互間における流用

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、別表2の事業名の欄に掲げるそれぞれの事業の補助事業者の区分に従って交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に正副2部を提出するものとする。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

第5 第4の申請書及び添付書類の提出は、交付決定者が別に定める日までに行うものとする。

第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき交付決定者の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により変更承認申請書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき交付決定者の指示を求める場合に

は、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定のあった年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第3号により補助金等事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出して行うものとする。

ただし、交付決定者（交付決定者が農林水産大臣とされている場合においては農林水産省生産局長）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（2により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則第5条に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第13 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行う場合及び交付決定者が特に必要と認める場合については、この限りでない。

第14 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

第15 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1から第14まで（第13を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

1 産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱（平成20年4月1日付け19生産第10005号農林水産事務次官通知。以下「旧生産拡大交付要綱」という。）は、廃止する。

2 1により廃止された旧生産拡大交付要綱に基づき、平成21年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この交付要綱の改正に伴い、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱（平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 この交付要綱及び2による廃止前の農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱に基づき、平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

別表1（第2、第3、第7関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金 1 産地活性化総合対策事業推進費補助金	I 産地収益力向上支援事業推進費 補助事業者が事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（推進事業に限る。）の実施に要する経費 1 新技術導入地区推進事業 (1) 生産技術力を強化する取組 (2) 高度かつモデル的な農業技術等の導入の取組 (3) 技術導入支援チーム (4) 農業生産工程管理体制構築に関する取組 ア 農業生産工程管理体制構築のための調査検討 イ 工程管理手法の導入効果の検証 (5) 花粉交配用昆虫等国内供給力強化の取組 2 新技術導入広域推進事業 3 有機農業地区推進事業 4 地域作物支援地区推進事業 (1) 国内産いもでん粉高品質化推進事業 (2) さとうきび全島適正防除推進事業 5 農業所得向上新分野支援地区推進事業 (1) 国産原材料サプライチェーン構築事業 (2) 青果物広域流通システム構築事業 6 地域バイオマス支援地区推進事業 (1) 地域バイオマス利活用推進事業 (2) 畜産経営環境調和推進支援事業 7 乳業再編地区推進事業	1/2以内 定額 定額 1/2以内 定額 定額 定額 1/2以内 定額（事業対象となる作付面積10a当たり2,200円を乗じた額を上限とする。） 定額、1/3以内 なお、補助率の内容は産地活性化実施要綱別表1の定めるところによるものとする。 1/2以内 定額 定額、1/3以内 なお、補助率の内容は産地活性化実施要綱別	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 経費の欄の9の(1)から(11)までの経費の相互間における経費の増減 5 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減 6 経費の欄の9の(6)のアとイの経費の相互間における経費の増減 7 経費の欄の9の(8)のアとイの経費の相互間、アの(オ)と(カ)の経費の相互間及び(8)のアとイの経費の相互間における経費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 経費の欄の9の(8)のアにおける補助対象専門員の異動

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	(10) ニュービジネス育成・強化支援事業 (11) 乳業再編整備促進事業	定額 定額		
	Ⅱ 自給率向上重点支援事業推進費 補助事業者が事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（推進事業に限る。）の実施に要する経費			
	1 麦・大豆等生産拡大地区推進事業	1/2以内	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
	2 多収性稲種子の安定供給支援事業	定額	3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減	
	3 飼料生産拠点育成地区推進事業	1/2以内	4 経費の欄の1から4までの経費の相互間における経費の増減	
	4 全国推進事業 (1) 大豆価格形成安定化事業	定額		
	Ⅲ 農作業安全緊急推進事業 補助事業者が事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業の実施に要する経費			
	1 農作業事故の対面調査事業	定額	1 経費欄の1及び2の事業における事業費の30%を越える増又は国庫補助金の増	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
	2 転倒事故通報システムの実用化試験	定額	2 経費欄の1及び2の事業における事業費又は国庫補助金の30%を越える減	
	3 安全フレーム装着トラクター普及促進事業	定額	3 経費欄の1及び2の経費の相互間における経費の増減	
	Ⅳ 農畜産業機械等リース支援事業推進費 補助事業者が事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業の実施に要する経費			
	1 産地活性化型	定額	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
	2 地域作物支援型	定額	3 経費の相互間における増減	
	3 飼料生産拠点育成型	定額		
	4 施設園芸省エネ設備導入型	定額		

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	5 畜産新規就農支援型 (1) 貸付料の助成 (2) (1)の推進	定額 定額		
II 国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金 1 産地活性化総合対策事業費補助金	I 産地収益力向上支援事業費 補助事業者が事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（整備事業に限る。）の実施に要する経費 1 新技術導入地区整備事業 2 農業所得向上新分野支援地区整備事業 (1) 国産原材料サプライチェーン構築事業 (2) 青果物広域流通システム構築事業 3 乳業再編地区整備事業 4 食肉等流通合理化地区整備事業 II 自給率向上重点支援事業費 補助事業者が事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（整備事業に限る。）の実施に要する経費 1 麦・大豆等生産拡大整備事業 2 飼料生産拠点育成地区整備事業	1/3以内 1/3、2/5以内 なお、補助率の内容は、産地活性化実施要綱別表1の定めるところによるものとする。 1/3以内 ただし、生産局長が別に定める場合にあつては別に定める率又は額とする。 1/3以内 1/3以内、5.5/10以内 なお、それぞれの補助率に該当する取組は、産地活性化実施要綱別表3の定めるところによるものとする。 1/3以内	1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位ごとに次に掲げる変更 (1) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 (2) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用 1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位ごとに次に掲げる変更 (1) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 (2) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用 2 経費の欄の1と2の経費の相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 1 事業実施主体の変更 2 事業の新設及び廃止

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
2 産地再生 関連施設緊急 整備事業費 補助金	Ⅲ 融資主体型補助事業費 補助事業者が産地活性化融資主体型補助事業実施計画に基づいて行う整備事業の実施に要する経費 1 融資主体型補助整備事業	1/10以内	1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位ごとに次に掲げる変更 (1) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 (2) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
	Ⅳ 産地再生関連施設緊急整備事業費 1 事業費 補助事業者が産地再生関連施設緊急整備事業実施計画に基づいて実施する、事業に要する経費 2 付帯事務費 1の経費にかかる事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	6/10以内、5.5/10以内、1/2以内、4/10以内、1/3以内 なお、それぞれの補助率に該当する取組は、産地再生実施要綱別表の定めるところによるものとする。 1/2以内	1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位ごとに次に掲げる変更 (1) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 (2) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設及び廃止
	Ⅲ さとうきび・でん粉原料用かんしょ生産者経営安定対策事業費補助金 さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業費 補助事業者がさとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業実施計画書に基づいて実施する事業に要する経費	定額		1 事業実施主体の変更 2 事業の廃止

別表 2 (第 4、第 6、第 8、第 9、第 10 関係)

事業名	補助事業者の区分	交付決定者
1 産地収益力向上支援事業のうち新技術導入地区推進事業、新技術導入広域推進事業、有機農業地区推進事業、農業所得向上新分野支援地区推進事業、乳業再編地区推進事業、食肉等流通合理化地区推進事業 2 自給率向上重点支援事業のうち麦・大豆等生産拡大推進事業、多収性稲種子の安定供給支援事業 3 農作業安全緊急推進事業のうち安全フレーム装着トラクター普及促進事業 4 農畜産業機械等リース支援事業のうち産地活性化型、地域作物支援型、施設園芸省エネ設備導入型、畜産新規就農支援型 5 産地活性化総合対策事業のうち新技術導入地区整備事業、農業所得向上新分野支援地区整備事業、乳業再編地区整備事業、食肉等流通合理化地区整備事業、融資主体型補助整備事業	下記の区分以外の補助事業者	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
	北海道に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	農林水産大臣
	沖縄県に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 産地収益力向上支援事業のうち地域バイオマス支援地区事業 2 自給率向上重点支援事業のうち飼料生産拠点育成推進事業、 3 農畜産業機械等リース支援事業のうち飼料生産拠点育成型 4 産地活性化総合対策事業のうち飼料生産拠点育成地区整備事業	下記の区分以外の補助事業者	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
	北海道に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	北海道農政事務所長
	沖縄県に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 産地収益力向上支援事業のうち地域作物支援推進事業	下記の区分以外の補助事業者	事業の実施地を管轄する地方農政局長
	北海道において主に事業を実施する補助事業者	農林水産大臣
	沖縄県において主に事業を実施する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 産地収益力向上支援事業のうち全国推進事業 2 自給率向上重点支援事業のうち全国推進事業 3 農作業安全緊急推進事業のうち農作業事故の対面調査事業、転倒事故通報システムの実用化試験 4 さとうきび及びびでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業	左欄の事業を実施する補助事業者	農林水産大臣
1 産地再生関連施設緊急整備事業	下記の区分以外の都府県	各都府県を管轄する地方農政局長
	北海道	農林水産大臣
	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長